

南房総市 地縁団体認可 ハンドブック

市民生活部市民課市民協働グループ

【令和6年3月27日】

はじめに

認可地縁団体の成立

地域社会において、重要な役割を担っている自治会・町内会はいわゆる「権利能力なき社团」に該当するものと位置づけられ、その保有資産について、団体名義では不動産登記をすることができませんでした。

このため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、自治会等の地縁による団体は一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて、法人格を取得できる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

地縁による団体の定義

地方自治法260条の2において法人格付与の対象となるのは『地縁による団体』です。

地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区内に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人はだれでも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会などのような性別や年齢の条件が必要な団体や、趣味のサークルのように活動の内容が限定された団体は対象になりません。

法人としての認可をうける要件

地縁による団体が法人格を得るためには、その団体が所在している市長の認可をうける必要があります。

認可の要件としては以下の4点です。

- (1) その区域の、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていると認められること。

地域的な共同活動とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資するものです。つまり清掃・美化活動・防犯・防災活動・集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な社会活動です。

- (2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

河川・道路等で区域が画されているなど、容易に町会・自治会等の区域・範囲がわかる状態であることです。他の町会・自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。また飛地については、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば、認可の対象となります。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、

その相当数の者が現に構成員になっていること。

世帯を単位として会員となることは認められませんし、区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。

また、相当数とは一般的にその区域の全住民（町会・自治会等に参加していない人を含む）の過半数とされています。

（４）団体の規約を定めていること。

この規約には①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていること。

上記８つの事項は必ず定める必要があります。それ以外の事項を定めることは問題ありません。また実質的に必要な項目が定められていれば規約の名称に制限はなく、「〇〇会則」、「△△区規約」等で構いません。

認可申請の手続き

自治会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可申請を行う際には、その団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会などでの議決では認められません。）。

認可を受けようとする地縁の団体は、総会で認可申請を行う旨の決定を行った上で、代表者が認可申請書を揃えて、市町村長に申請することになります。

手続きの流れは次のとおり

【認可申請手続きの流れ】

自治会で地縁団体の法人化申請について話し合い



地縁団体認可担当課へ事前相談、規約案などの作成



自治会で総会を開催

①規約の改正

②認可申請することの議決

③申請者を代表者とすることの議決

④構成員の確定

⑤保有する資産の確定



申請書類の作成・提出



地縁団体認可担当課にて提出書類の確認及び認可要件審査



市長による認可の告示（認可の告示は法人登記に変わるものです）

【認可申請に必要な書類】

- ① 認可申請書（様式第 1 号）
- ② 規約（必要事項が定められたもの）
- ③ 認可申請することについて総会で議決したことを証明する書類
認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの
- ④ 構成員の名簿（構成員全員の住所・氏名を記載（子供も含む））及びエリア図（定められた様式はなし）
⇒団体の区域総人口の概ねの者が加入していることが必要
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（※）を現におこなっていることを記載した書類
事業報告書や決算書、当年度の事業計画書や予算書等、具体的な活動がわかる書類になります。
（※）その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、要介護高齢者の慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。また、近年では、高齢者への生活支援や地域交通の維持等、幅広い活動を行う団体もあります。
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類（次の 2 種類）
 - ア 申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるもの
 - イ 申請者を代表者に選出した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要です）

認可後の地縁団体について

地縁団体名義での不動産の登記

法務局で土地、建物の名義を地縁団体名義で登記することができます。その手続きの際の添付書類として、南房総市が作成する「地縁団体台帳」の写しが必要となります。この書類が法人格取得の証明となるため、地縁団体認可担当課へ申請し、交付を受けてください。

【申請に必要なもの】

- 地縁による団体の認可証明書交付申請書
- 手数料 350 円（南房総市手数料条例第 2 条第 1 項別表 2 第 19 号）
- ※ 登記申請の窓口は千葉地方法務局館山支局（TEL 0470-22-0620）になるため、詳しくは同局へお問合せ下さい。

○地縁団体の印鑑を登録することができます

不動産登記等に必要な地縁団体の代表者の印鑑登録及び申請ができます。
手続きについては地縁団体認可担当課で受け付けます。

[申請に必要なもの]

- 認可地縁団体印鑑 1 個⇒印影が鮮明で今後地縁団体の証明印となるもの
- 認可地縁団体印鑑登録申請書

⇒申請書記入者の南房総市に印鑑登録された印鑑が必要です

- 印鑑登録証明書 1 通⇒地縁団体認可担当課にて取得できます

※ 印鑑登録証明が必要な場合は「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」にて申請して下さい。尚、手数料 3 5 0 円（南房総市手数料条例第 2 条第 1 項別表第 1 9 号）が必要となります。

○告示事項の変更

認可時の告示事項に変更が生じた場合は、代表者は市長に対して届出が必要です。
この届出をもとに市長は、変更の告示を行います。

なお、告示事項とは以下のものです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

[申請に必要なもの]

- 告示事項変更申請書
- 告示された事項に変更があった旨を証する書類（議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写しなど）

○規約の変更があったら

規約を変更する場合も、代表者は市長に対して届出が必要です。

[申請に必要なもの]

- 規約変更認可申請書
- 規約変更内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類（議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写しなど）

○税金について

法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は従前どおり適用されます。

法人税等においては公益法人とみなされ、収益事業のみ課税対象となります。

- ① 認可を受けられましたら、「法人設立等申告書」の申請をしなければなりません。
なお、収益事業を行わない地縁による団体については、毎年「減免申請書」を提出する必要があります。

法人県民税 15日以内 県税事務所

法人市民税 2ヶ月以内 税務課(市民税担当)

- ② 収益事業を行わない地縁による団体が所有する集会所等については、南房総市の固定資産税も減免の対象になる場合もありますので、税務課に相談下さい。
- ③ 不動産取得税も減免の対象となる場合がありますので、県税事務所にご相談下さい。

認可地縁団体の性格について

- 法律上、権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また認可地縁団体が行う活動については、市長は一般的監督権限を持ちません。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- 特定政党のために利用してはいけません。

代表的なQ & A

質問1 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、赤ちゃんも記載する必要があるのでしょうか？

回答： 構成員とは住民個人であり、年齢、性別等は問いません。また構成員は世帯でとらえるのではなく、世帯主及び世帯員も名簿には記載する必要があります。つまり赤ちゃん、未成年、外国人も全て構成員となりえます。

質問2 地縁団体の保有財産の一部に、神社の祠や墓地がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか？

回答： 地縁団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係

が生じることはありません。また地方自治法においても特別の規定を設けられていないことから、神社の祠や墓地は地縁団体の保有資産となりうるものです。

質問 3 認可をうけた地縁団体が認可を取り消されるのは、具体的にどのような場合ですか？

回答： ①認可を受けた地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的に変更したとき
②認可を受けた地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
④ 構成員が多数脱退し、「相当数のもの」が構成員となっているとは認められなくなったとき
⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威圧等不正な手段により認可を受けたとき

質問 4 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか？

回答： 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象となります。

様式第1 号（地方自治法施行規則第18 条関係）

令和 年 月 日

南房総市長

宛

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する
権利等を保育するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行って
いることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることは出来ない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

② 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

③ 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

④ 前号の報告をする為必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

① 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

② 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

① 会長が必要と認めたとき

② 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

③ 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請

求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を召集するときは、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することは出来ない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々壺一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむをえない理由の為総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

①日時及び場所

②会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

③開催目的、審議事項及び議決事項

④議事の経過及びその結果

⑤議事署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

①総会に付議すべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の召集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

2 会長は、役員の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を召

集しなければならない。

3 役員会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「役員会」と、「会員」とあるものは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

①別に定める財産目録記載の資産

②会費

③活動に伴う収入

④資産から生ずる果実

⑤その他収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会で定めるものを処分し、または担保にする場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始前後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することが出来る。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録として作成し、監事の審査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得、かつ、南房

総市長の認可を受けなければ変更することは出来ない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、南房総市長の認可を受けなければ合併することができない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、○年○月○日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行日から○月○日までとする。

⇒ 附則第1項は、総会における議決年月日からとするのが通例でしょう。また、設立初年度は事業年度、会計年度が変則になるので、第2項、第3項を定めることが適当でしょう。

【議事録の参考例】

〇〇区□□総会 議事録

1. 総会の日時及び場所

日時 〇〇年〇〇月〇〇日

場所 〇〇区集会所（南房総市〇〇町△□番地）

2. 総会の目的

令和〇〇年度役員選任の件及び、認可地縁団体申請の件の議決

3. 現在の会員数及び主席者数

（1）現在の会員数 200名

（2）出席者数 120名（書面表決者70名、表決委任者10名）

4. 議長（白浜一郎氏）が会長により選任され、総会の成立を宣言した。

5. 議決事項

（1）平成〇〇年度役員選任の件

次の方々が役員として選任されることが全会一致により承認された。

会長 南房総太郎 副会長 富山大助 会計 富浦花子

監査 三芳次郎

（2）地縁認可団体申請の件

（3）地縁認可団体の申請者を会長に選任する件

（4）議事録署名人の選出

以上の（2）、（3）、（4）の事項については、出席者120名中118名の賛成により可決された。なお、保留は1名、反対は1名であった。

以上、議事録として確認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長	白浜 一郎	㊟
議事録署名人	千倉 貴子	㊟
議事録署名人	丸山 清	㊟
議事録署名人	和田 宏子	㊟
議事録署名人	館山 由美	㊟
議事録署名人	鴨川 孝二	㊟